公 告 第 １ ７ ０ 号
令和８年１１月２４日

公　　告

契約担当官
航空自衛隊第1航空団
会計隊長　伊藤　勝

次により一般競争入札を実施するので、「入札及び契約心得」を熟知の上、参加されたい。

1 競争入札に付する事項
(1) 件　　名　　3Dタワーの巻上機更新
(2) 履行場所　　航空自衛隊御前崎分屯基地
(3) 履行期限　　令 和 9 年 3 月 31 日

2 競争に参加する者に必要な資格
(1) 資格審査結果通知書（全省庁統一資格）の交付を受けた者で「役務の提供等」D級以上に格付け『東海・北陸地域』の競争参加資格を有する者。
(2) 予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に基づき、競争に参加できないとされた者でないこと。
(3) ア 防衛装備庁長官から又は航空幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
イ 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
ウ 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めないものとする。ただし、真にやむを得ない事由を防衛装備庁長官が認めた場合には、この限りではない。

3 契約条項を示す場所　静岡県浜松市中央区西山町無番地　航空自衛隊浜松基地　会計隊

4 競争執行の場所及び日時
(1) 場　　所　　航空自衛隊浜松基地　会計隊　入札室
(2) 入札日時　　令 和 8 年 12 月 10 日（木）10 時 30 分

5 入札方法
落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の10％に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

6 保証金に関する事項
(1) 入札保証金　　予決令第77条第二号により免除
(2) 契約保証金　　予決令第100条の3第三号により免除

7 入札の無効
競争に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札

8 契約書等作成の要否　要

9 落札決定方式　　総額決定

10 契約方法　　確定契約

11 その他
(1) 入札保証金の納付を免除した場合において、落札者が契約を結ばないときは、入札保証金相当額を徴収する。
(2) 入札に先立ち、資格審査結果通知書(全省庁統一資格)の写しを提出すること。(FAX可)
(3) 本入札における物品の同等品申請を可とし、申請についての期限は、令和8年12月3日（木）までとする。
(4) 本入札における郵便入札を可とする。配達記録を有する手段により、令和8年12月8日（火）必着。
(5) 入札書に記載された金額に当該金額の消費税及び地方消費税額相当分を加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。なお、免税事業者については、消費税及び地方消費税相当分を上乗せする。
(6) 本書記載事項の詳細については、会計隊契約班に照会のこと。
電話（053）472-1111　内線　3772　FAX（053）472-7735　　担当：平野

航　空　自　衛　隊　仕　様　書			
仕様書の種　類	内容による分類	役　務　仕　様　書	
	性質による分類	個　別　仕　様　書	
物品番号	3402-3950-NL5150-11-001	仕　様　書　番　号	
品　名 又は 件　名	３Ｄタワーの巻上機更新	２２警隊ＬＰＳ—Ｘ—００００３７—１	
		承　認	令和８年　９月１１日
		作　成	令和８年　８月２１日
		改　正	令和８年１１月　９日
		作成部隊等名	第２２警戒隊通信電子小隊

1　総則

1.1　適用範囲

この仕様書は，第２２警戒隊において使用している３Ｄタワーの巻上機（電気トロリ付電気チェーンブロック）更新について規定する。

1.2　用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は，C&LPS-Y00007によるほか，次による。

1.2.1　巻上機更新

既設巻上機の取外し，交換品の納入及び据付け，調整及び動作確認を行うこと。

1.3　引用文書

この仕様書に引用する次の文書は，この仕様書に規定する範囲内において，この仕様書の一部をなすものであり，入札書又は見積書の提出時における最新版とする。ただし，入札書又は見積書の提出後引用文書に改正等があり，適用させる必要がある場合は，官側と協議する。

なお，引用文書に定める内容がこの仕様書に定める内容と相違する場合は，この仕様書に規定する内容を優先する。

a)　**仕様書**

C&LPS-Y00007　調達品等一般共通仕様書

b)　**法令等**

クレーン等安全規則（昭和４７年労働省令第３４号）

秘密保全に関する訓令（平成１９年防衛省訓令第３６号）

装備品等秘密の指定等に関する訓令（令和６年防衛省訓令第１０号）

航空自衛隊の立入制限場所への立入手続等に関する達（昭和５７年航空自衛隊達第５号）

2　役務に関する要求

2.1　役務実施場所

第２２警戒隊３Ｄタワー（別図のとおり。）とするほか，細部は，調達要領指定書に示す。

2.2　既設巻上機

既設巻上機は，調達要領指定書に示す。

2.3　交換品

交換品は，調達要領指定書に示す。

2.4　役務履行期限

役務履行期限は，調達要領指定書に示す。

2.5　巻上機更新

契約の相手方は，次に示す巻上機更新を実施する。

a)　既設巻上機を取外し

なお，取外した既設巻上機については，監督官の指定する場所へ運搬する。

b)　交換品の納入及び据付け

なお，交換品については，契約の相手方が納入し，既設巻上機が設置されていた場所へ据付ける。

c)　交換後における調整及び動作確認（荷重試験を含む）

2.6　整備用部品及び材料

巻上機更新等に必要な部品及び材料は，契約の相手方が準備する。

2.7　発生屑の処置

巻上機更新等において生じた発生屑は，関係法令に従い，契約の相手方が適切に処置する。

3　品質保証

3.1　監督・検査

a)　契約相手方は，巻上機更新実施中に必要な箇所及び監督官が指示する箇所について黒板等に作業内容等を記載し，撮影する。

なお，撮影した写真については写真帳に整理のうえ，監督官へ提出する。

b)　本仕様書に基づき，検査官及び契約相手方の立会のもと**クレーン等安全規則**に基づき，動作確認試験（荷重試験含む）を行い，検査を実施し，不具合が確認された場合は，契約相手方において手直し等を実施する。

なお，監督・検査の細部については官側と調整することが可能である。

3.2　保証

保証期間は完成検査終了の翌日を起算日として１年間とする。

4　その他の指示

4.1　協議

本仕様書に明記無き事項については，官側と協議し，技術的に施工すべき事項については，契約相手方の責任において実施する。

4.2　疑義

本仕様書に疑義を生じた場合，速やかに官側に通知し，指示を受ける。

4.3　提出書類

契約の相手方は，交換品目の明細，取扱説明書，**クレーン等安全規則**に基づく点検要領及び動作確認試験結果等が記載された報告書等をファイリングし，監督官へ２部提出する。

なお，記載事項等については，事前に監督官と調整する。

4.4　安全管理

契約の相手方は，各種試験の実施，危険物（放射性同位元素類，毒物，劇物等）及び高圧ガスの製造，取扱い並びに公害の発生する恐れのあるものの取扱いについて，法で定められたものはそれに基づき，その他のものは適用仕様書又は規格等（契約の相手方が必要により定めた基準等を含む。）に基づき適切な安全管理を実施しなければならない。

4.5　官側における支援

契約の相手方は，必要な場合次の事項について官側と調整して，可能な範囲で支援を受ける。

a)　部隊等への入出門又は立入許可
b)　部隊等内の事務室の指定及び必要物品等の貸与・返納
c)　必要な場合の写真撮影
d)　業務上の部内電話の無償利用
e)　業務上必要な水及び電気の利用に関する事項
f)　部隊等の保有する技術資料の閲覧に関する事項
g)　車両の利用に関する事項
h)　その他必要な事項

4.6　情報保全

契約の相手方は，役務実施場所への立入に当たり，通信機器等の持ち込みを必要とする場合は，官側と調整し，事前に申請を行う。

なお，通信機器等の使用にあたっては，官側指導のもと使用する。

4.7　秘密保全

契約の相手方は，整備の実施に際し，直接又は間接に防衛省の定める秘密事項に関係する場合には，**秘密保全に関する訓令**及び**装備品等秘密の指定等に関する訓令**によるほか，別途，官側の定めるところにより秘密保全を行う。

4.8　立入制限場所の立入

契約の相手方は，部隊等の長が定めた立入制限場所への立入を必要とする場合は，**航空自衛隊の立入制限場所への立入手続等に関する達**に基づき，申請し許可を受けなければならない。

4.9　不具合発生時の処置

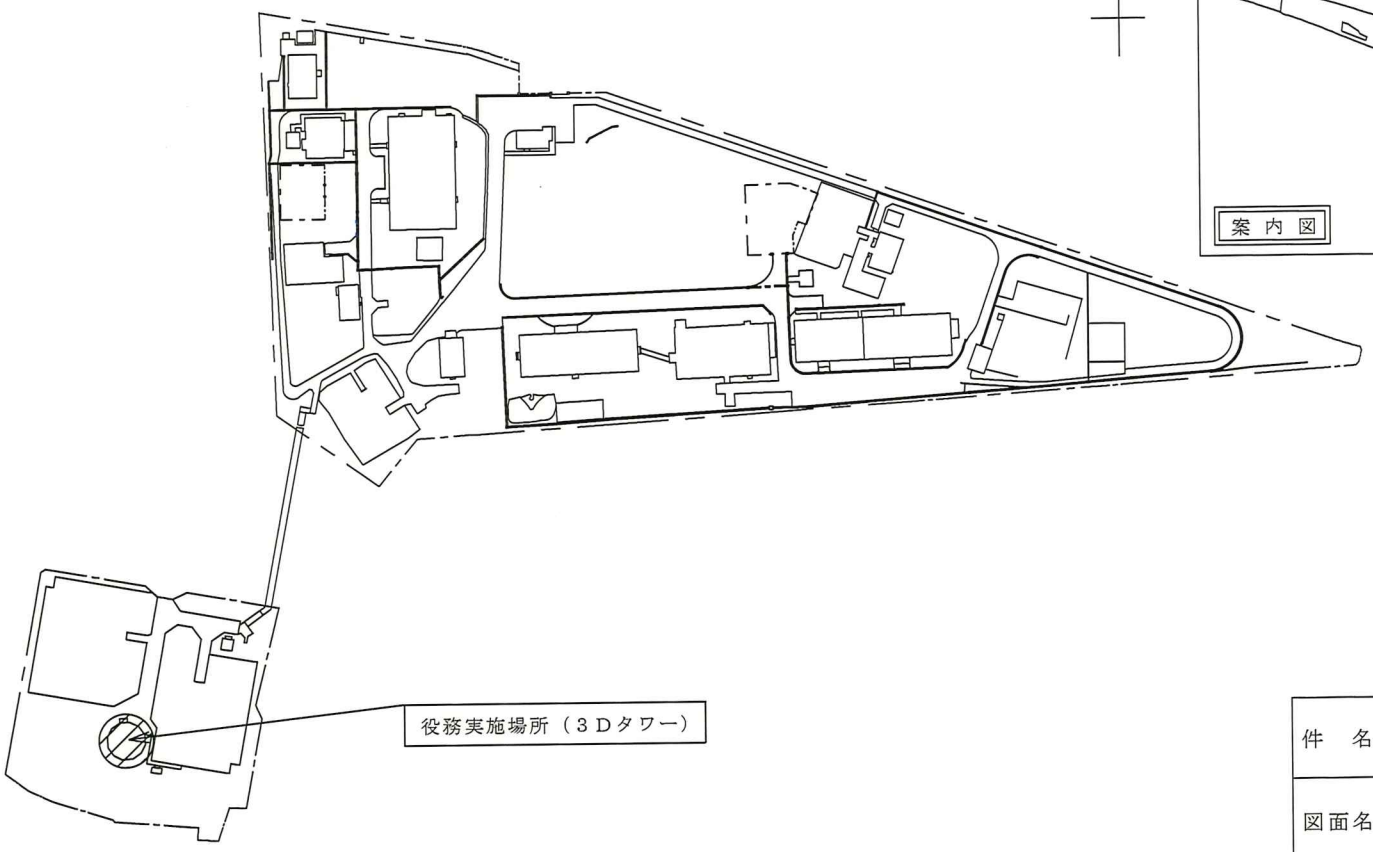
契約の相手方は，役務の実施に当たり不具合が発生した場合は，速やかに官側に報告すると共に，不具合内容を記載した書類を監督官に１部提出する。

4.10　事前調整

契約の相手方は，役務の実施に当たり必要な細部事項について，官側と事前に調整する。

別図





件　名	３Ｄタワーの巻上機更新
図面名	案内図・配置図
基地名	航空自衛隊御前崎分屯基地

調達要領指定書	発　簡　番　号	
	調達要求番号	３００１４
	調達要求年月日	令和８年１１月１９日
	作　成　部　隊	第２２警戒隊通信電子小隊
	作　成　年　月　日	令和８年１１月１０日
品　　名	３Ｄタワーの巻上機更新	
仕様書番号	２２警隊ＬＰＳ－Ｘ－００００３７－１	

指定事項：

2.1　役務実施場所

細部については，３Ｄタワー４階（ﾃﾙﾊ用巻上機）とする。

2.2　既設巻上機

既設巻上機は，**表１**に示す。

表１－既設巻上機

品名	設置場所	作業範囲	既設型番	数量・単位
ﾃﾙﾊ用巻上機（電気ﾄﾛﾘ付電気ﾁｪｰﾝﾌﾞﾛｯｸ）	３Ｄタワー４階	上下・横行	電気ﾁｪｰﾝﾌﾞﾛｯｸ：ｷﾄｰ ES2B-524 電気ﾄﾛﾘ：ｷﾄｰ MS3B-581	１　台

2.3　交換品

交換品は，**表２**に示す。

表２－交換品

品名	型番	定格荷重	揚程	数量・単位
ﾃﾙﾊ用電気ﾄﾛﾘ付電気ﾁｪｰﾝﾌﾞﾛｯｸ（ｼｮｰﾄﾍｯﾄﾞ形）	ｷﾄｰ SHER2M015IS-IS	1.5 t	17.39 m	１　台
注記　同巻上機によりがたい場合は，同等以上のもの（他社の製品（国内メーカーに限る。）を含む。）とする。				

2.4　役務履行期限

役務履行期限は，令和９年３月３１日までとする。